資料１－１

# 平成29年度税財政等に関する提案

## （H28.7月提言からの主な変更点及び重要な論点）

平成28年11月

全国知事会　地方税財政常任委員長　石井隆一

# Ⅰ　地方創生の推進

## １　地方創生・人口減少対策のための財源確保

### （１）　「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続

地方創生は地方版総合戦略の策定段階から、本格的な地方創生事業推進の段階へ移行するなかで、地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくために、平成28年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（１兆円）を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべきである。

### （２）　地方創生推進交付金の拡充及び弾力的な運用等

今後、地方創生は本格展開の時期に入り、地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に推進する必要があること、交付金に対する地方の期待が極めて高いことなどから、平成29年度の概算要求において国費ベースで当初予算を上回る1,170億円が計上された「地方創生推進交付金」については、しっかりとその総額を確保すべきである。

「地方創生推進」については、事業内容を公表して目標管理を適切に行うなど、地方団体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、地方団体ごとの交付金額の上限設定などの制約を大胆に排除するほか、施設整備事業等についても、ソフト施策と一体となって産業振興や地域活性化等に特に十分な効果が見込まれる場合には要件を大幅に緩和するなど、できるだけ自由度を高め、地方において使い勝手のよいものとすべきである。

# 地方創生推進交付金

２９年度概算要求額　**1,１７０億円**【うち優先課題推進枠２７０億円】

（28年度予算額　1,０００億円）

（内訳）
・ソフト事業：684億円
・公共（港湾、下水道等）：486億円

## 事業概要・目的

○本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援する。

①地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

②ＫＰＩの設定とＰＤＣＡサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

具体的な「成果目標（KPI）」の設定 → ← 「PDCAサイクル」の確立

## 資金の流れ

国 → 交付金（１/２） → 都道府県 市町村

（１/２の地方負担については、地方財政措置を講じる）

## 事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成

例）ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版ＤＭＯ）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点　等

②先駆的・優良事例の横展開

・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

③既存事業の隘路を発見し、打開する取組

・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

【手続き】

○自治体は、対象事業に係る地域再生計画（５ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定

## 期待される効果

○先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与する。

# Ⅰ　地方創生の推進（続き）

## ２　人口減少対策等に資する新たな税財政措置

少子化等の厳しい現状を抜本的に改善し、地方創生を推進していくため、子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、これまでにない新たな仕組みが必要であり、所得税・個人住民税における配偶者控除や扶養控除のあり方をはじめ、三世代同居・近居の促進、所得税・個人住民税における婚姻転居費等の特定支出控除の対象への追加など、少子化対策に資する税制について幅広く検討すべきである。この際、地方の行政サービスを支えるための自主財源を充実・確保することを前提として、検討を進めるべきである。

さらに、少子化対策の抜本強化に向け、段階的な幼児教育・保育料無償化、不妊治療への支援の拡充、無利子奨学金の充実、多様な保育サービスの拡充、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の早急な廃止等を図るとともに、「地域少子化対策重点推進交付金」の平成29年度当初予算での規模拡大と運用の弾力化や子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた１兆円超の財源確保など、子育て支援の充実を図るべきである。

併せて、貧困の世代間連鎖を断ち切るため、ひとり親家庭への支援策の拡充や給付型奨学金の創設等による教育費負担の軽減、「地域子供の未来応援交付金」の恒久化と運用の弾力化、贈与税における教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の拡充など、子どもの貧困対策の更なる充実・強化を図るべきである。

# 平成28年度与党税制改正大綱　＜抜粋＞

平成27年12月16日
自由民主党
公明党

**第一　平成28年度税制改正の基本的考え方**

**２　少子化対策・女性活躍の推進・教育再生等に向けた取組み**

**（1）少子化への対応、働き方の選択に対する中立性の確保等の観点からの個人所得課税の見直しに向けた検討**

個人所得課税については、平成６年の税制改革において中堅所得層以上に対する税負担の累進緩和を行ってから約20年が経過した。この間、わが国の社会・経済は著しい構造変化を遂げている。非正規雇用比率は上昇を続け、正規雇用労働者のようには勤続年数に応じた収入の増加を見込めない者が増えている。こうした中、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増えており、結婚や子育てに関する希望を実現しにくい状況にある。生活を支えるために夫婦ともに働く世帯が増加しているなど、働き方にも大きな変化が生じている。

こうした構造変化を踏まえ若年層・低所得層の生活基盤を確保する観点から、所得の拡大につながる各般の政策を推進するとともに、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組みを進める必要がある。その一環として、**個人所得課税について、税収中立の考え方の下、以下のとおり各種控除や税率構造の総合的・一体的な見直しを丁寧に検討する**。

若年層・低所得層に配慮する観点から、**所得再分配機能を高めるための人的控除等の見直しを行う中で、働きたい女性が就業調整を行うことを意識しなくて済むような仕組みを構築する方向で検討を進める**。その際、家庭内や地域において女性が果たしている役割を正しく評価するとともに、家族の形成を社会全体で支えていく必要があることに留意しなければならない。

子どもを産み育てやすい環境を整備する観点から、**子ども・子育て支援新制度の実施状況など、現物給付も含めた歳出面での対応との関係を整理しつつ、子育て支援に係る税制のあり方について検討する**。

雇用の流動化や、労働者に近い形態で働く自営業主の割合の増加など、働き方が多様化していることを踏まえ、**所得の種類に応じた控除と人的な事情に配慮した控除の役割分担を含め、各種控除のあり方を検討する**。あわせて、老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

# 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告 ＜抜粋＞

平成28年11月14日
税 制 調 査 会

## １．働き方の選択に対して中立的な税制の構築

### ⑶ 配偶者控除の見直しの選択肢に対する考え方

当調査会は**「一次レポート」で示された選択肢を踏まえて議論**を行った。その結果、働き方の選択に対して中立的な税制を構築する観点から現在の配偶者控除を更に見直すことが適当であり、その際には**税収中立を堅持する必要があるとの方向性で一致**した。また、後述の「２．所得控除方式の見直し」でも触れるように、担税力の減殺を調整する必要性や所得再分配機能の回復の観点から**高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいとの認識を共有**した。他方、具体的な制度の案については委員の間に様々な意見があり、整理すると以下のとおりである。

（ 中 略 ）

なお、前述のとおり、配偶者控除に係る「103 万円」という水準が企業の配偶者手当の支給基準として援用されていることなどが就業調整という喫緊の課題の一因ではないかとの指摘に対応する観点から、**配偶者控除について、税収中立の考え方を踏まえつつ、配偶者の収入制限である「103万円」を引き上げることも一案**との意見があった。

この問題は、家族のあり方や働き方に関する国民の価値観に深く関わる問題でもあることから、国民的議論が十分に尽くされることを望みたい。

## ５．個人住民税のあり方

地方自治を支える基幹税である個人住民税のあり方を考える場合、人口減少や高齢化が地域ごとに様々な様相で進行し、また、働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下という社会状況の変化がある中、**地域における社会的なセーフティネットを提供する地方公共団体に期待される役割が一層大きくなっていることを踏まえ、その役割を十分に果たしていくための住民サービスの財源を適切に確保する観点が極めて重要**である。

したがって、働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめ、個人所得課税改革を進める上で、**個人住民税においても、近年の地方財政を取り巻く厳しい現状の下、税収中立の考え方を基本として行っていく必要**がある。

また、個人住民税は、比例税率化を通じて応益課税としての性格がより明確になっていることから、**配偶者控除をはじめ諸控除を見直す場合、税率構造や地方の基幹税としての役割、地域社会の会費を住民がその能力に応じて広く負担を分任するという独自の性格（地域社会の会費的性格）を踏まえた検討が必要**である。

検討に当たっては、論点整理でも指摘したように、税収の地域間格差、納税義務者数の維持及び社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンクしていることに留意が必要である。

# 地方単独事業に係る市町村国保の公費負担の調整

○　医療保険制度では、医療を受けた人と受けない人との公平や適切な受診を確保する観点から 一部負担金を求めている。

○ 地方単独事業により、一部負担金が法定割合より軽減される場合、一般的に医療費が増嵩するが、この波及増分については、その性格上、当該自治体が負担するものとされ、国庫の公平な配分という観点から、減額調整をしている。　［昭和59年～］

○　地方単独事業の場合、市町村が独自の判断のもとで医療費助成を行いつつ、一方で財源については公費で療養給付費等負担金等をまかなうため、国民健康保険については、当該減額調整措置を行っている。

| 平成25年度 | 子ども | | 高齢者 | 障害者 | 全体 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 未就学児 | 小学生以上 | | | |
| 減額調整の規模 | 79．2億円 | 35．7億円 | 22．7億円 | 283．1億円 | 480．6億円 |
| 対象市町村数 | 1，395 | 1，154 | 228 | 1，108 | 1，421 |

【イメージ】

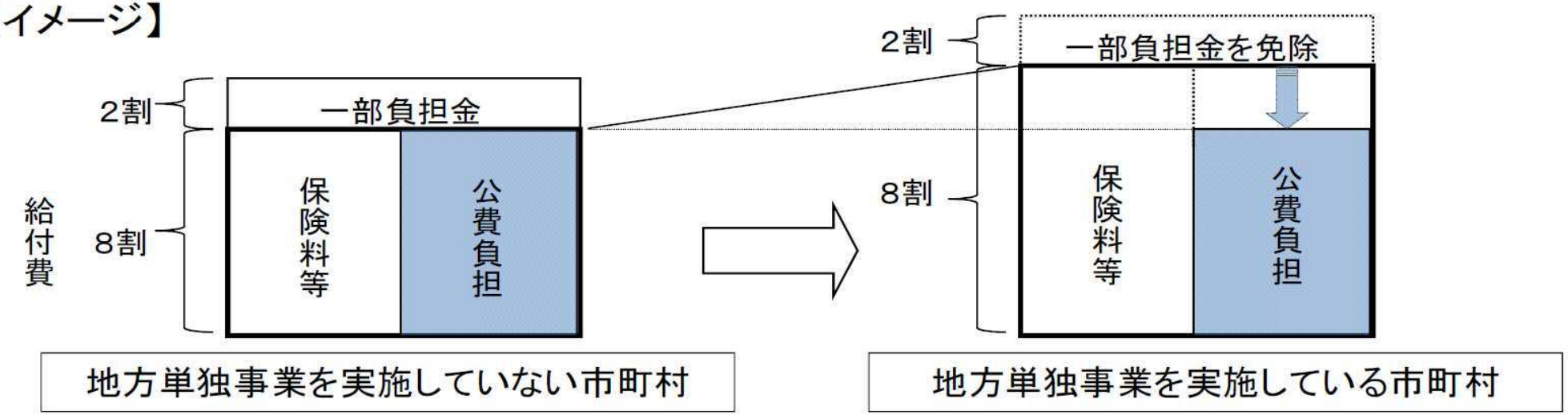


≪第4回子どもの医療制度の在り方等に関する検討会（H28.2.25）　厚生労働省提出資料≫

# 子どもの医療制度の在り方等に関する検討会　議論の取りまとめ（平成28年3月28日）

我が国は世界で見ても乳児死亡率や新生児死亡率が最も低い国となっているが、こうした世界最高の保健医療水準を支えているのが子どもや妊産婦も対象となる国民皆保険制度である。

国民皆保険制度の下、子どもの医療費の窓口負担については、義務教育就学前は2割、就学後は3割とされているが、子どもと保護者が安心して医療機関を受診できるよう、地方自治体が少子化対策の一環として地方単独事業によりさらに減免措置を講じている。現在、全ての自治体で何らかの形で実施されているが、対象となる子どもの年齢や医療費の範囲、所得制限や一部負担の有無など、その内容は自治体により様々であり、近年、自治体間で対象範囲の拡大に向けた競争が激しくなる傾向にあり、統一的な基準を示す必要があるとの声も高まっている。

一方、こうした減免措置により生ずる医療費の波及増分については、国により国民健康保険制度において国庫負担を減額する措置が講じられているが、これは、減免措置の実施の判断は地方自治体において独自に行われる形となっていることから、その波及増分については、限られた公費の公平な配分という観点から、当該自治体が負担すべきとの考え方に基づくものである。

この子どもの医療に関する国保の減額調整措置については、本検討会でも賛否両面から様々な意見があったが、**「一億総活躍社会」に向けて政府全体として少子化対策を推進する中で、地方自治体の取組を支援する観点から、早急に見直すべきとの意見が大勢を占めた。**

その際には、

- 医療費無償化による受診拡大等が医療保険制度全体の規律や医療提供体制に与える影響
- 負担能力に応じた負担とする視点や過度な給付拡大競争の抑制
- 小児科のかかりつけ医の普及、保護者等への啓発普及、他の子育て支援策の充実など併せて取り組むべき事項
- 必要となる公費財源や財源の有効活用など財政再建計画との整合性

等の観点を踏まえつつ、検討を行うべきである。

## ２　人口減少対策等に資する新たな税財政措置（続き）

また、平成28年度税制改正では、東京圏から地方へ本社機能の移転等を行う企業に対して税制上の優遇措置を講ずる「地方拠点強化税制」について、雇用促進税制と所得拡大促進税制の併用を可能とする制度の拡充が行われ、また、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」も創設され、地方創生の推進に資する税制の充実が図られたところである。

東京一極集中の是正に向け、「地方拠点強化税制」について、オフィス減税における平成29年度に引き下げられる税額控除率の現行水準への引上げ、雇用促進税制における質の高い雇用の促進等に資する優遇措置の拡充、支援対象地域の拡充の検討及び仮に拡充する場合、現行の支援対象地域と支援内容に差を設けることの検討など、制度の更なる拡充も含めた企業の地方移転の促進、地方への定住・半定住の促進など、地方への人の流れをつくるための税財政制度について幅広く検討すべきである。

# 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充（平成29年度税制改正要望）

（H28.8 内閣府資料より）

東京一極集中の是正を図るため、企業の拠点強化税制の拡充を図る。

## 1　オフィス減税：特例措置の現行水準の延長

現行制度では平成29年度に控除率が引き下げられる税額控除を下がらないようにするため、現行水準まで拡充。

**現行**

＜税額控除＞
［移転型］ H27～28年度 **7%**　H29年度 **4%**
［拡充型］ H27～28年度 **4%**　H29年度 **2%**

要望 →

**拡充**

＜税額控除＞
［移転型］ H27～28年度 **7%**　H29年度 **7%**
［拡充型］ H27～28年度 **4%**　H29年度 **4%**

## 2　雇用促進税制：地域における「新しい働き方」への支援

地域の幅広い雇用可能性を確保し、企業の地方移転を促進する観点から、①質の高い雇用の促進、②UIJターンの促進等に資する雇用促進税制の特例を拡充。

**現行**　移転型の場合

増加雇用者1人当たり最大80万円を税額控除

要望 →

**拡充**

① 質の高い雇用等の場合に、税額控除額を上乗せ
② ①の場合で、東京からの移転を伴う場合には更に控除額を上乗せ

## 3　支援対象地域：東京圏以外の大都市圏への支援

東京一極集中の是正を図るため、地方拠点強化税制の支援対象外地域の見直しを検討。

**（参考）地域再生計画の認定状況（平成28年6月）：44道府県（51計画）　〔雇用創出数：11,560人　件数：1,403件〕**

# 「地方拠点強化税制」の拡充に関するアンケート結果

○ 平成28年９月　全国知事会地方税財政常任委員会の構成都府県に対してアンケートを実施
○ 委員長県を除く２２団体からの回答結果をとりまとめ

## （１）オフィス減税における税額控除率が、平成29年度計画認定では引き下がることについて

- H27～29年度の税額控除率をH29年度も継続すべき　１７
- H27～28年度の税額控除率をH29年度は引き下げるべき（現行どおり）　０
- その他　５

【H29年度も税額控除率を継続すべき】
- 東京一極集中の是正のため、継続した支援が必要
- 企業が本社機能移転を検討する際のマイナスとなる懸念
- 計画期間の途中で支援措置が引き下がることで、進捗の遅れ等が懸念

【その他】
- 東京一極集中の加速化に対し、税額控除率の引上げが求められる。
- H29年度以降も制度を継続すべき　・現行制度の効果の検証に基づいて対応すべき
- 当制度は日本全体の活性化に直接つながらず、地方税財源全体の拡充を検討すべき

## （２）雇用促進税制における税額控除額について

- 質の高い雇用や東京からの移転を伴う場合には増額すべき　１５
- 維持すべき（現行どおり）　０
- その他　７

【増額すべき】
- 地方における雇用増のため、更なるインセンティブが求められる。
- 企業が従業員の東京からの移転をすすめやすくできるよう支援を拡充すべき
- 東京からの質の高い雇用や労働力の移転の価値は相対的に向上している。

【その他】
- 移転型の対象を東京23区からの移転に限らず、東京圏からの移転も対象とするべき
- 雇用促進税制は適用要件にハードルがあるため、その緩和等による拡充をすべき

## （３）支援対象地域の拡充について

- 大都市圏は支援対象地域とすべきではない（現行どおり）　１５
- 東京圏以外の大都市圏も支援対象地域とすべき　２
- 東京23区以外の大都市圏も支援対象地域とすべき　１
- その他　４

【大都市圏は支援対象地域とすべきではない】
- 大都市圏は本社機能等産業の集積、人口の集中が続いており、地方を優先すべき
- 支援対象地域を拡充する場合も、現行の支援対象地域と支援内容に差を設けるべき
- 支援対象地域の拡充により地方への企業移転効果が薄れる。

【東京圏以外・東京23区以外の大都市圏も支援対象とすべき】
- 東京一極集中の是正のためには、対象地域を拡大する必要がある。
（３団体とも、現行の支援対象地域と支援内容に差を設けるべきではないと回答）

【その他】
- 地方にこそ支援が必要であり、移転型の対象を東京23区からの移転に限らず、大都市圏からの移転も対象にするなど、より差を設けるべき

## ３　ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の運用

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資する効果もあるが、返礼品（特典）の送付については、引き続き、制度本来の趣旨、経済的利益の無償の供与であることを前提にふるさと納税に係る寄附金に通常の寄附金控除に加えて特別控除が適用される仕組みであること等を踏まえ、金銭類似性の高いもの、資産性の高いものの返礼品を送付する行為は行わないようにするなど、節度ある運用とすべきである。

また、平成28年度税制改正において創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、国、地方団体のみならず企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組みとするものであり、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとなると期待できるが、寄附を行う企業に対する代償としての経済的利益の供与の禁止など、引き続きモラルハザードにならないようにするとともに、地方の自主性と主体性を尊重し、弾力的に運用するなど実効性のある制度運用に努めるべきである。

# ふるさと納税の運用（返礼品（特産品）送付への対応について）

「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成28年4月1日付総税企第37号）（抜粋）

２　ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、以下の点に留意の上、適切に対処されたいこと。

(1)　ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

ア　当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、次に掲げるような、返礼品（特産品）の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為を行わないようにすること。

・「返礼品（特産品）の価格」や「返礼品（特産品）の価格の割合」（寄附額の何％相当など）の表示（各地方団体のホームページや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。）

イ　ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、**次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）を送付する行為を行わないようにすること**。

①　**金銭類似性の高いもの**（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

②　**資産性の高いもの**（電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等）

③　**高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品（特産品）**

(2)　ふるさと納税は、通常の控除に加えて特例控除が適用される仕組みであるが、その適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品（特産品）の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、当該返礼品（特産品）を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当するものであること。

(3)　各地方団体においては、上記(1)及び(2)を踏まえ、返礼品（特産品）の送付等、ふるさと納税に係る周知、募集その他の事務について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うこと。また、各都道府県においては、域内市区町村の返礼品（特産品）送付が寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応となるよう、適切な助言・支援を行うこと。

## ４　魅力あふれる地域づくりのための税財源措置

### （２）「観光先進国」への挑戦に向けた新たな税財源措置

国においては、観光を我が国の基幹産業へと成長させ、「観光先進国」に挑戦していくため、訪日外国人旅行者数の目標を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とするなど、従来の目標を大幅に前倒しし、かつ、質の高い観光交流を加速させることとしている。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等により、訪日外国人旅行者数の大幅な増加も見込まれるところである。

このような状況を踏まえ、観光を地方創生につなげていくためには、地方への外国人旅行者の訪問の増大はもとより、日本人国内旅行消費の拡大が必要であり、地方においても積極的に取り込むための環境整備など新たな行政需要が発生していることから、地方における観光施策の実施のため、必要かつ十分な新たな税財源を確保する措置を講ずるべきである。

# 「新しい地方税源と地方税制を考える研究会」の設置について

平成28年10月3日
全国知事会
地方税財政常任委員会

## ○ 設置目的

地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめとした地方の増大する役割に対応するため、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実のために新しい地方税源及び地方税制について幅広く検討するため、全国知事会地方税財政常任委員会に「新しい地方税源と地方税制を考える研究会」を設置する。

## ○ 検討事項

魅力あふれる地域づくりのため、訪日外国人旅行者の大幅な増加等への対応、環境負荷軽減や循環型社会実現に向けた３Ｒの推進、ＩＴ社会の進展を踏まえた取組みなど、地方が新たな行政需要に対応するための財源としての新たな税源と地方税制について幅広く検討する。

## ○ 設置・検討スケジュール

・平成28年12月　設置
・平成29年度中　中間とりまとめ

## ○ 研究会構成委員　（敬称略・五十音順）

青木　宗明　（神奈川大学経営学部 教授）
井手　英策　（慶応義塾大学経済学部 教授）
神野　直彦　（東京大学 名誉教授）
関口　　智　（立教大学経済学部 教授）
谷　　隆徳　（(株)日本経済新聞社 編集委員兼論説委員）
沼尾　波子　（日本大学経済学部 教授）
半谷　俊彦　（和光大学経済経営学部 教授）
星野菜穂子　（和光大学経済経営学部 教授）
吉村　政穂　（一橋大学大学院国際企業戦略研究科 准教授）

# Ⅲ　税制抜本改革の推進等

## １　消費税・地方消費税率引上げの再延期に伴う対応等

### （１）　社会保障に係る地方財源の確保

公費1,000億円（うち地方500億円）

消費税・地方消費税率の引上げによる増収分は、子ども・子育て支援や医療・介護の充実に向けた施策の実施等の社会保障の充実や安定化などに充てることとされており、税率引上げの再延期により、これらの施策は税率引上げまでその財源を失うことになる。

また、消費税・地方消費税率の引上げを再延期しても、**保育の受け皿50万人分の確保**など、可能な限りの社会保障の充実を実施するとされているが、その費用については、国の責任において安定財源を確保すべきである。なお、その際、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない。

消費税・地方消費税率の引上げ分は、地方交付税原資分も含めるとその約３割が地方の社会保障財源であることから、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を生じないよう、地方交付税原資分も含め必要な財政措置を確実に講ずるべきである。

なお、消費税・地方消費税率の引上げが再延期されるが、国民健康保険の財政基盤の強化のため、平成27年１月13日の社会保障制度改革推進本部決定を踏まえた国と地方の「議論のとりまとめ」に沿った**財政支援の拡充**等については、国の責任において確実に行うべきである。

H29年度から更なる国費1,700億円投入

# 引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分

**引上げ分（社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分）**

○消費税　6.3%
　国分　4.90%
　交付税分　1.40%
○地方消費税　1.7%
（地方分3.10%）

○消費税　7.8%
　国分　6.28%
　交付税分　1.52%
○地方消費税　2.2%
（地方分3.72%）

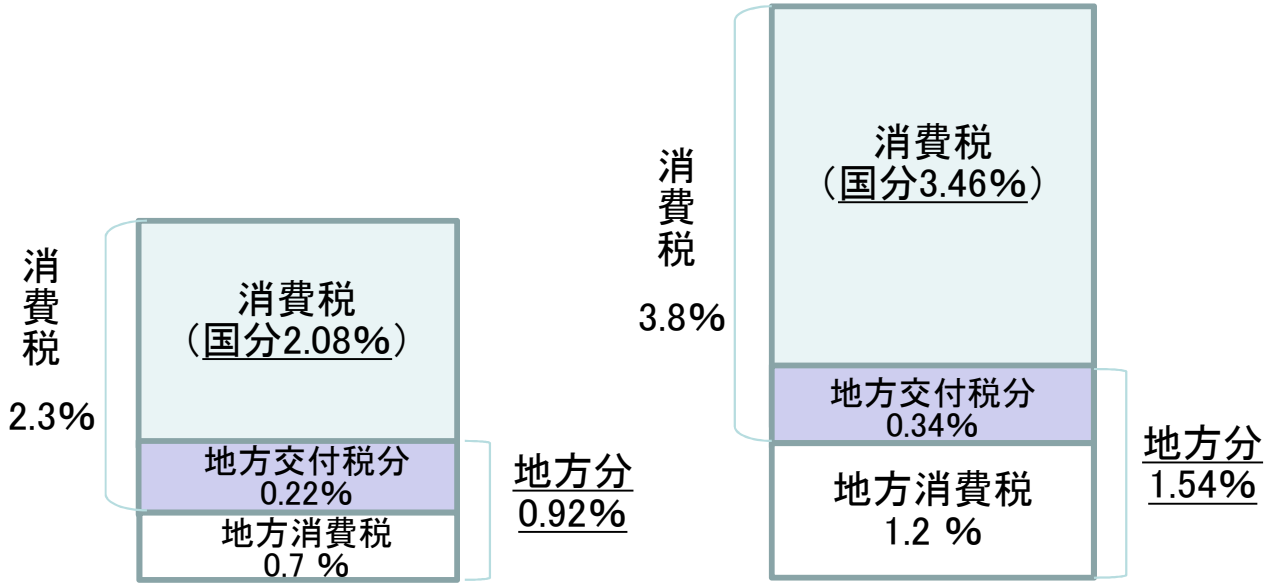


**現行分（国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しない）**

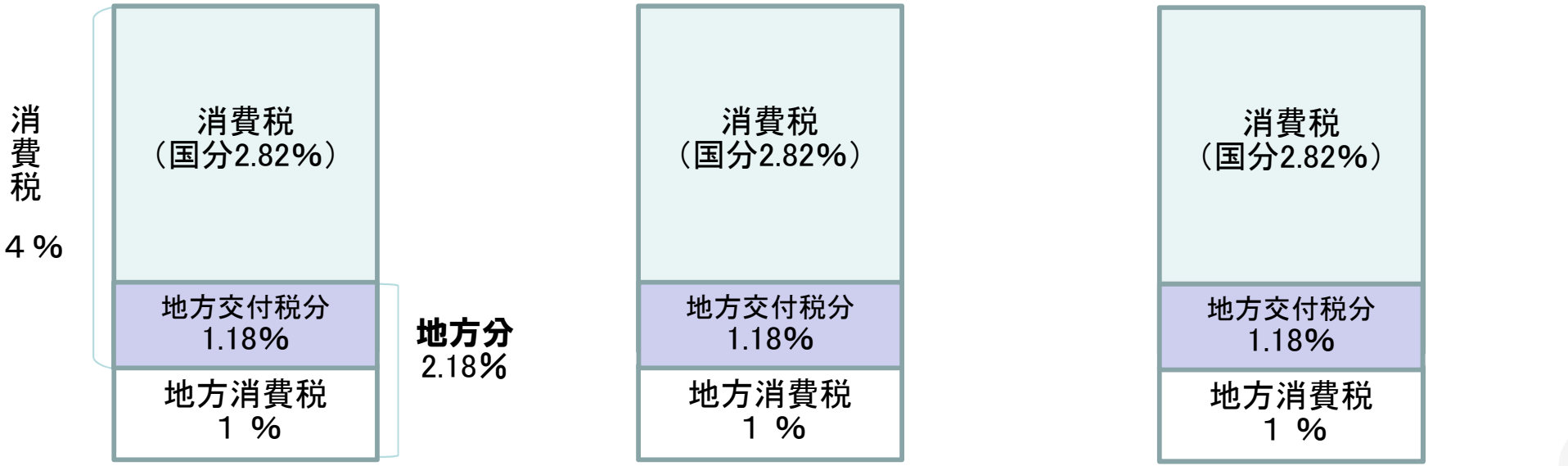


消費税率（国・地方）5%時（～平成26年3月）　消費税率（国・地方）8%時（平成26年4月～）　消費税率（国・地方）10%時（平成31年10月～）

# 消費税・地方消費税率引上げの再延期による税収への影響

## 税率引上げ後の国・地方の配分

富山県試算

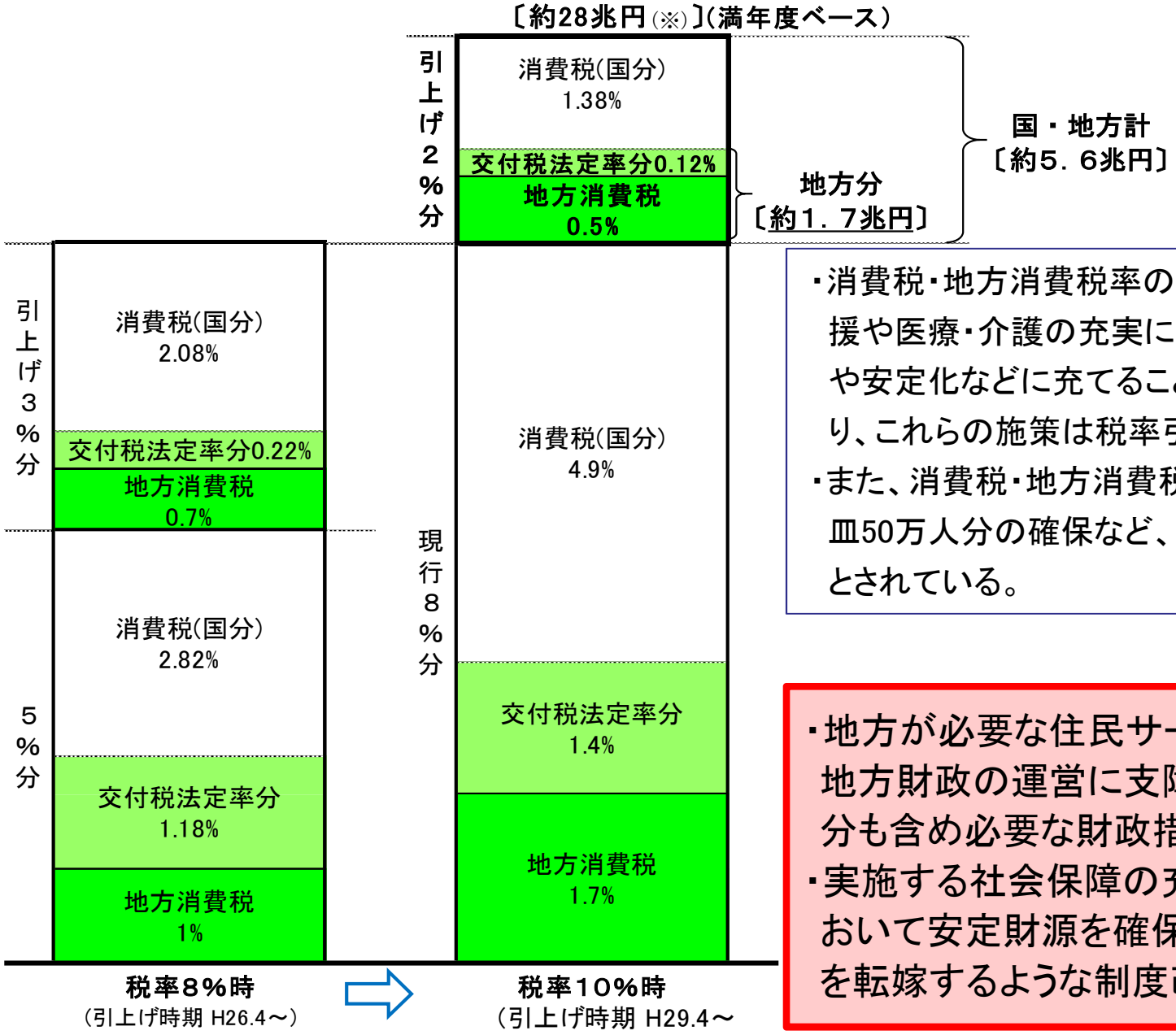


(※) 軽減税率制度導入に伴う影響は加味せず(代替財源未定)

・消費税・地方消費税率の引上げによる増収分は、子ども・子育て支援や医療・介護の充実に向けた施策の実施等の社会保障の充実や安定化などに充てることとされており、税率引上げの再延期により、これらの施策は税率引上げまでその財源を失うことになる。

・また、消費税・地方消費税率の引上げを再延期しても、保育の受け皿50万人分の確保など、可能な限りの社会保障の充実を実施するとされている。

・地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を生じないよう、地方交付税原資分も含め必要な財政措置を確実に講ずるべき。

・実施する社会保障の充実の費用については、国の責任において安定財源を確保すべきであり、その際、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない。

# 国民健康保険の見直しについて（議論のとりまとめ）<案>のポイント

平成27年2月12日
国民健康保険制度の基盤強化に関する
国と地方の協議（国保基盤強化協議会）

**国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう、厚生労働省は、以下の方針に基づき、必要な予算の確保、本年通常国会への所要の法案の提出等の対応を行う。**

## １．公費拡充等による財政基盤の強化

○毎年約3,400億円の財政支援の拡充等により財政基盤を強化。

⇒これに伴い、被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能。

Ⅰ．平成27年度から低所得者対策として、保険者支援制度を拡充（約1,700億円）

Ⅱ．平成29年度以降は、更なる国費 毎年約1,700億円を投入

①国の財政調整機能の強化―自治体の責めによらない要因（※）に対する財政支援の強化
※精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者 等

②医療費の適正化に向けた取組等（※）、努力を行う自治体に支援を行う「保険者努力支援制度」の創設
※例えば、後発医薬品使用割合、保険料収納率 等

③財政リスクの分散・軽減のため、財政安定化基金を創設

④著しく高額な医療費に対する医療費共同事業への財政支援の拡充

○あわせて、医療費の適正化に向けた取組、保険料の収納対策等を一層推進し、財政基盤を強化。

## １　消費税・地方消費税率引上げの再延期に伴う対応等（続き）

### （３）　車体課税の見直しに係る措置の延期等

一方、車体課税の見直しに関しては、平成28年度大綱において、消費税・地方消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の動向等を踏まえ、平成29年度税制改正において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずることとされているが、自動車税は道路損傷負担金的性格を有するとされている都道府県の基幹税であり、車体課税に係る地方税収は平成21年度の自動車取得税へのエコカー減税の導入等により大幅に減少してきていることなどを考慮し、消費税・地方消費税率引上げの再延期により前提条件も変わったことから、自動車税の軽減に関する必要な措置の検討も併せて延期すべきである。なお、仮に消費税・地方消費税率の引上げ時に自動車税の税率を引き下げるべきとの議論をする場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提として行うべきである。

このほか、自動車取得税及び自動車重量税のエコカー減税並びに自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例の延長にあたっては、地方の財政運営に支障が生じないようにすべきである。また、税制のグリーン化機能を維持・強化する観点から、最新の燃費基準を達成した自動車に減税対象を絞るなど、基準の切替えと重点化を行うべきである。

# 平成28年度与党税制改正大綱〈抜粋〉（H27.12.16 自由民主党･公明党）

第一　平成28年度税制改正の基本的考え方

５　車体課税の見直し

自動車取得税については、平成26年度与党税制改正大綱等を踏まえ、消費税率10%への引上げ時である平成29年４月１日に廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ平成29年４月１日から導入する。

環境性能割においては、税率区分として平成32年度燃費基準を用いるとともに、平成27年度燃費基準も一部用いることとし、自動車の消費を喚起するとともに、自動車取得税の廃止と環境性能割の導入を通じた負担の軽減を図る。環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、２年毎に見直しを行う。

**平成27年度末で期限切れを迎える自動車税のグリーン化特例（軽課）については、基準の切り替えと重点化を行った上で１年間延長する。**また、同じく平成27年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、１年間延長する。なお、**環境性能割を導入する平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。**

**自動車重量税に係るエコカー減税の見直しについては、燃費水準が年々向上していることを踏まえ、燃費性能がより優れた自動車の普及を継続的に促す構造を確立する観点から、平成27年度与党税制改正大綱に沿って検討を行い、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。**その際、累次の与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担としての性格等を踏まえる。

なお、**消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の動向**、自動車をめぐるグローバルな環境、登録車と軽自動車との課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化を図る観点から、**平成29年度税制改正において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる**。

# 自動車税の見直しに関するアンケート結果

○ 平成28年５月 全国知事会地方税財政常任委員会の構成都府県に対してアンケートを実施
○ 委員長県を除く２２団体からの回答結果をとりまとめ

## ○ 自動車税の税率引下げ等の軽減措置についての意見

| | |
|---|---|
| ・引き下げるべきではない | １３ |
| ・当面は引き下げるべきではない | ２ |
| ・代替財源があれば引き下げても良い | ４ |
| ・代替財源がなくても引き下げるべき | ０ |
| ・その他 | ３ |

【引き下げるべきではない】
・自動車税は都道府県の基幹税であり、地方財政に与える影響が大きい
・自動車取得税廃止・環境性能割導入にあたっては、減収分に十分な代替財源が確保されていない
・道路施設の利用等に対する社会的コストを自動車の所有者に求める見地から、現在の税収規模を維持すべき
・自動車税は偏在性が小さく安定的な税財源であること、市町村にとっても貴重な道路財源になっていることなどから、引き下げるべきではない
・国土強靭化を進めるためにも必要不可欠な財源である

【当面は引き下げるべきではない】
・消費税率を引上げるにも関わらず十分な財源が確保できるのであれば、軽減措置の検討も可能

【代替財源があれば引き下げても良い】
・確実に代替財源で手当てされるのであれば、引き下げてもよい
・自動車の保有に係る税負担の軽減に関しては、具体的な代替財源の確実な措置が必要

【その他】
・自動車税は都道府県の基幹税として制度が定着しており、税負担の軽減にあたっては、対象範囲や代替財源の確保について慎重な検討が必要
・自動車ユーザーの負担軽減、幅広い自動車産業の活性化のため、具体的かつ安定的な代替財源の確保を前提に、車体課税の簡素化・負担軽減が求められる。

# 自動車取得税におけるエコカー減税の変遷（H21年度～）

| H21～H23 | | H24～H26 | | H27・H28 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 電気自動車等<br>（ハイブリッド車含む） | 非課税 | 電気自動車等<br>平成27年度燃費基準<br>＋20%達成 | 非課税 | 電気自動車等<br>平成32年度燃費基準<br>＋20%達成 | 非課税 |
| 平成22年度燃費基準<br>＋25%達成 | △75%軽減 | 平成27年度燃費基準<br>＋10%達成 | △75%軽減 | 平成32年度燃費基準<br>＋10%達成 | △80%<br>軽減 |
| 平成22年度燃費基準<br>＋15%達成 | △50%軽減 | 平成27年度燃費基準<br>達成 | △50%軽減 | 平成32年度燃費基準<br>達成 | △60%<br>軽減 |
| | | | | 平成27年度燃費基準<br>＋10%達成 | △40%<br>軽減 |
| | | | | 平成27年度燃費基準<br>＋5%達成 | △20%<br>軽減 |

※H26年度に、
△75%→△80%
△50%→△60%
へ軽減率を拡充。

# 自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の変遷（H21年度～）

グリーン化特例（軽課）とは、一定の排出ガス性能を備えた自動車について、新車に係る翌年度の自動車税・軽自動車税の税率を燃費性能に応じて軽減するもの。

| | H21 | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| グリーン化特例（自動車税） | 電気自動車等<br>平成22年度燃費基準＋25%達成 | 50%軽減 | 電気自動車等<br>※プラグインハイブリッド車追加<br>平成22年度燃費基準＋25%達成<br>（平成27年度燃費基準達成と同レベル） | 50%軽減 | 電気自動車等<br>平成27年度燃費基準＋10%達成 | 50%軽減 | 電気自動車等<br>※クリーンディーゼル乗用車追加<br>平成27年度燃費基準＋20%達成<br>（平成32年度燃費基準達成） | 75%軽減 |
| | 平成22年度燃費基準＋15%達成 | 25%軽減 | | | 平成27年度燃費基準達成 | 25%軽減 | 平成27年度燃費基準＋20%達成<br>（平成32年度燃費基準未達成）<br>平成27年度燃費基準＋10%達成 | 50%軽減 |

| | H21 | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| グリーン化特例（軽自動車税） | | | | | | | | 電気自動車<br>天然ガス車 | 75%軽減 |
| | | | | | | | | 平成32年度燃費基準＋20%達成 | 50%軽減 |
| | | | | | | | | 平成32年度燃費基準達成 | 25%軽減 |

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車（★★★★）に限る。

# Ⅲ　税制抜本改革の推進等（続き）

## １　消費税・地方消費税率引上げの再延期に伴う対応等（続き）

### （７）　「人口」を重視した地方消費税の清算基準の検討

今後も清算基準の見直しにあたっては、社会保障財源を確保するため地方消費税率を引き上げる経緯に鑑み、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとするとともに、商業統計や経済センサス活動調査において正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである。

## ３　地球温暖化対策のための税財源の確保

今後、（森林環境税（仮称）等の）新たな税制等を検討する際には、国・都道府県・市町村の役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理するとともに、これまで森林整備等について都道府県が積極的に関わってきていることも踏まえた仕組みとすべきである。その際、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえて、しっかりと調整すべきである。

## ４　ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の７割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっても貴重な財源となっていることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、現行制度を堅持すべきである。

# 地方消費税の清算基準の見直し

【～平成26年度】

| | 消費に相当する額 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 指標等 | 消費指標 | | 人　口 | 従業者数 |
| 統計値 | 小売年間販売額<br>（商業統計） | サービス業対個人事業収入額<br>（サービス業基本調査） | 国勢調査 | 経済センサス<br>基本調査 |
| ウェイト | ６／８（75%） | | １／８（12.5%） | １／８（12.5%） |
| 考え方 | 消費税課税額のうち上記統計で把握できる消費の額：76.5%≒75% | | 把握できない25%部分について、<br>人口及び従業者数により代替 | |

【平成27年度～】

◆ 消費指標のうち「サービス業対個人事業収入額」を「経済センサス活動調査（H26.2結果公表）」の統計値に置換え
◆「人口」、「従業者数」のウェイトを変更

| | 消費に相当する額 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 指標等 | 消費指標 | | 人　口 | 従業者数 |
| 統計値 | 小売年間販売額<br>（商業統計） | サービス業対個人事業収入額<br>（経済センサス活動調査） | 国勢調査 | 経済センサス<br>基本調査 |
| ウェイト | ６／８（75%） | | １．２／８（15%） | ０．８／８（10%） |
| 考え方 | **現行（６／８）を維持** | | **従業者数の比率を下げ、<br>人口の比率を高める※** | |

※「従業者数」はサービスの代替指標と考えられてきたが、今回の商業統計調査に基づく「小売年間販売額」と経済センサス活動調査に基づく「サービス業対個人事業収入額」の合計額に占める「サービス業対個人事業収入額」の割合が現行より高まるため。

平成26年商業統計本調査の結果の公表（平成27年12月）を踏まえ、再度見直しが行われる予定

# 高市総務大臣閣議後記者会見の概要（2016年10月25日、総務省ホームページより抜粋）

○ 質疑応答

地方消費税の配分基準の見直し

問：　地方消費税についてお伺いしたいのですが、地方消費税を巡って党税調などで配分の基準見直しの議論が起きているのですが、改めて、大臣の見解をお願いします。

答：　地方消費税は、最終消費者が実質的な負担者となる消費型付加価値税でございます。税収を各都道府県間で清算することによって、税の帰属地と消費地を一致させる仕組みです。

　この清算の基準に用いる統計に関し、消費の場所とは無関係に事業者の所在地にデータが計上される業種については、そのままの数値を用いますと、地方消費税の的確な帰属が図りがたいと考えられます。

　このため、近年拡大しています「通信・カタログ販売」や、「インターネット販売」については、新たな商業統計のデータ更新に当たって、基準に用いる数値から除外することを検討いたしておりますが、今後、党税調で御議論いただく、と考えております。

# ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

## ○ ゴルフ場利用税の概要

1. 課税主体　：都道府県
2. 納税義務者　：ゴルフ場の利用者
   （18歳未満・70歳以上・障害者、国体のゴルフ競技や学校の教育活動は非課税）
3. 標準税率　：1人1日につき800円（制限税率：1，200円）
   ゴルフ場の整備状況等に応じて、税率に差を設けることができる。
4. 市町村交付金：税収の7割をゴルフ場が所在する市町村に交付
5. 税収額　：479億円（うち市町村への交付額：331億円）【平成26年度決算額】

## ○ ゴルフ場利用税に係る現行制度の堅持要望

・地方創生のための取組を推進するため財源が必要とされる中で、ゴルフ場利用税収の7割が市町村に交付されており、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村の貴重な財源。

・ゴルフ場所在市町村は、アクセス道路の維持管理をはじめとするゴルフ場関連の行政サービスを提供しており、ゴルファーにその費用負担を求める仕組みは合理的。

・平成15年度に、18歳未満の年少者や70歳以上の高齢者等に非課税措置を設け、ゴルフ人口の裾野の拡大や生涯スポーツの実現にも十分に配慮。

# Ⅳ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保等

## 1　地方一般財源総額の確保等

（前段略）

また、平成29年度の概算要求では、地方一般財源総額は、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとし、仮置きの計数としつつ、社会保障関係費の増等を踏まえ平成28年度を0.4兆円上回る62.1兆円を確保するとされた。一方、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税総額は20.7兆円で前年度比0.2兆円の増とされたが、地方交付税については、入口ベースでは前年度比で0.7兆円増えているものの、前年度繰越金が見込めず、出口ベースでは16.0兆円で前年度比0.7兆円の減とされ、臨時財政対策債については、4.7兆円で前年度比0.9兆円の増となっていることから、今回の地方財政対策は特に厳しい折衝となるものと考えられる。

平成29年度においては、東日本大震災の復興財源を別枠扱いとしたうえで、上記のような地方財政の状況を踏まえ、社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すべきである。

# 国を大きく上回る行財政改革の実施

社会保障関係費が増加する中で、給与関係経費や投資的経費を大幅に削減

## 【地方財政計画の推移】

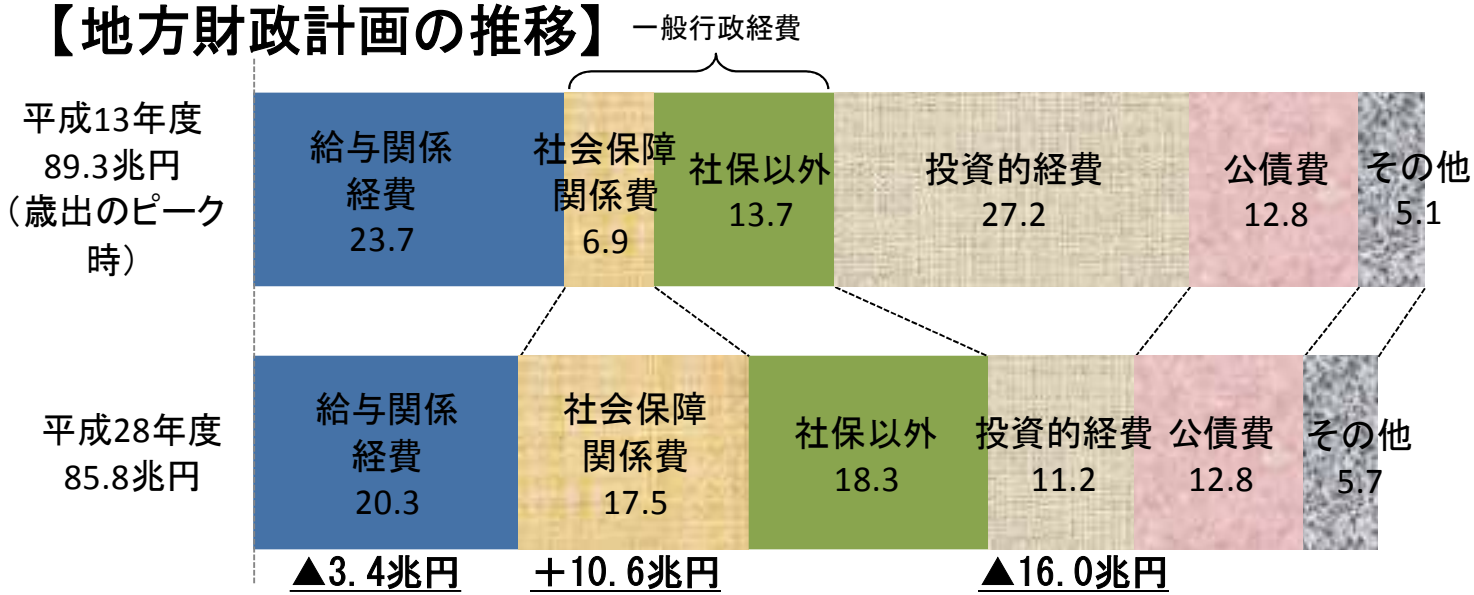


（注）内訳が公表されていない一般行政経費（単独分）に係る社会保障関係費は、社保以外に算入。

## 【地方財政決算の推移】

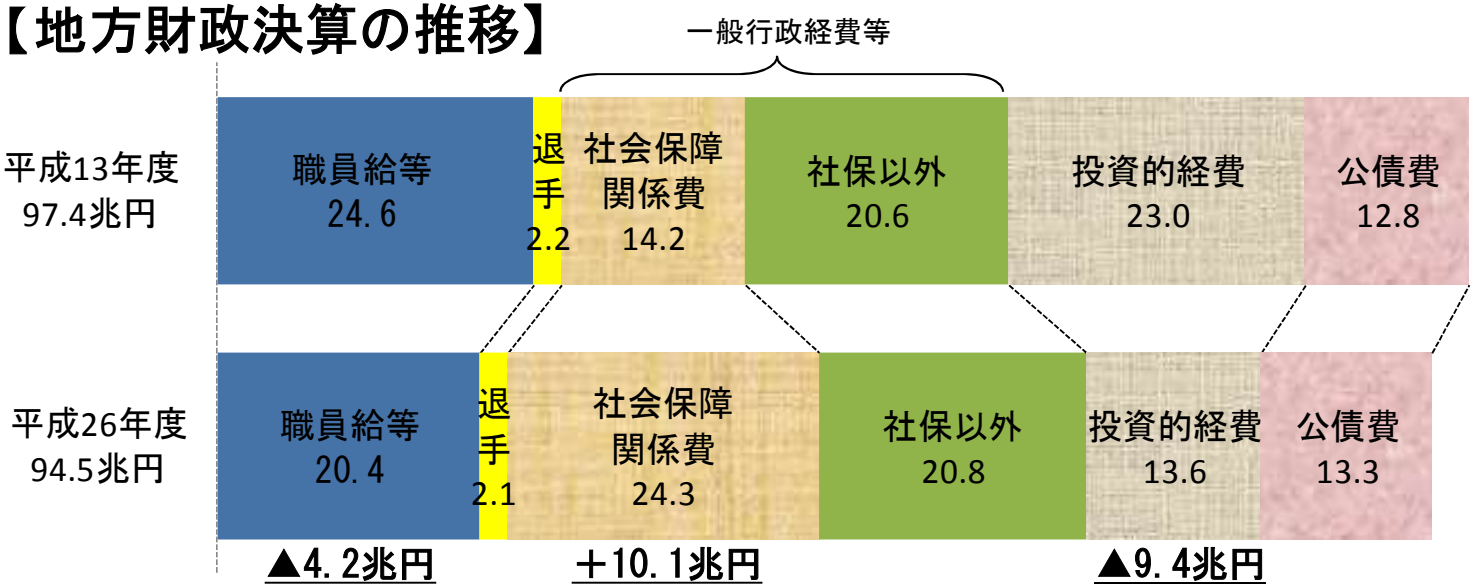


（注）社会保障関係費は、一般行政経費（単独分）相当分（乳幼児・妊産婦医療費助成、保育料軽減事業費補助金など地方独自の取組み）を含む。なお、東日本大震災分を除いている。

# 地方財政計画（歳出）の推移

○　地方財政計画は、歳出特別枠を含めてここ10年間ほぼ同規模

（単位：兆円）

| 区　分 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H28−H18 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 給与関係経費 | 22.6 | 22.5 | 22.2 | 22.1 | 21.7 | 21.3 | 21.0 | 19.7 | 20.3 | 20.3 | 20.3 | ▲ 2.2 |
| 一般行政経費 | 25.2 | 26.2 | 26.5 | 27.3 | 29.4 | 30.8 | 31.1 | 31.8 | 33.2 | 35.1 | 35.8 | 10.6 |
| 補助事業 | 10.7 | 11.2 | 11.6 | 12.3 | 14.4 | 15.7 | 15.9 | 16.4 | 17.4 | 18.5 | 19.0 | 8.3 |
| 単独事業 | 13.5 | 14.0 | 13.8 | 13.8 | 13.8 | 13.9 | 13.8 | 14.0 | 14.0 | 14.0 | 14.0 | 0.6 |
| まち・ひと・しごと創生事業費 | | | | | | | | | | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| 重点課題対応分 | | | | | | | | | | | 0.3 | 0.3 |
| 歳出特別枠 | | | 0.4 | 0.9 | 1.4 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.2 | 0.8 | 0.4 | 0.4 |
| 公債費 | 13.3 | 13.1 | 13.4 | 13.3 | 13.4 | 13.2 | 13.1 | 13.1 | 13.1 | 13.0 | 12.8 | ▲ 0.5 |
| 維持補修費 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.2 | 1.2 | 0.2 |
| 投資的経費 | 16.9 | 15.2 | 14.8 | 14.1 | 11.9 | 11.3 | 10.9 | 10.7 | 11.0 | 11.0 | 11.2 | ▲ 5.7 |
| 給与の臨時特例対応分 | | | | | | | | 0.8 | | | | 0.0 |
| 公営企業繰出金 | 2.7 | 2.7 | 2.6 | 2.7 | 2.7 | 2.7 | 2.7 | 2.6 | 2.6 | 2.5 | 2.5 | ▲ 0.2 |
| 不交付団体水準超経費 | 1.5 | 2.4 | 2.5 | 1.3 | 0.7 | 0.7 | 0.7 | 0.8 | 0.9 | 1.4 | 1.5 | ▲ 0.0 |
| 歳出合計 | 83.2 | 83.1 | 83.4 | 82.6 | 82.1 | 82.5 | 81.9 | 81.9 | 83.4 | 85.3 | 85.8 | 2.6 |

※四捨五入により計が一致しないところがある

# 地方財政計画の歳出（一般行政経費）の分析

・一般行政経費の増加要因は、主に社会保障に関する国庫補助事業の増。
・一般行政経費（単独）はほぼ横ばい。

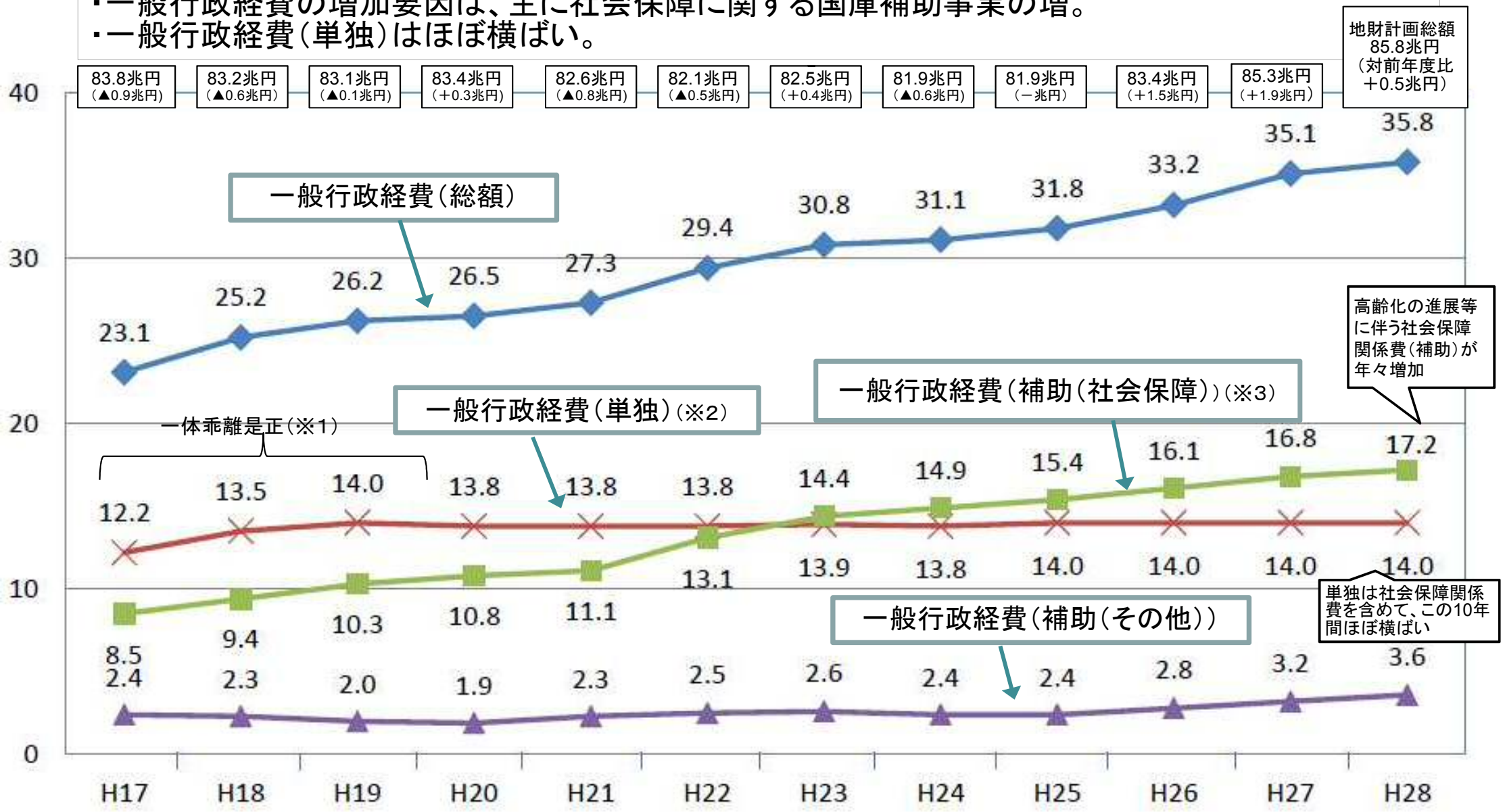


※1　平成17～19年度にかけて、決算対比計画額が過小であった一般行政経費（単独）の加算をする一方、投資的経費（単独）の縮減を同時に実施。
※2　一般行政経費（単独）のうち、地域の元気創造事業費（H26）、まち・ひと・しごと創生事業費（H27、28）を除く。
※3　一般行政経費（補助（社会保障））は、一般行政経費のうち、生活保護費、児童保護費、障害者自立支援給付費、介護給付費、児童手当（子どものための金銭給付交付金）、老人医療給付費、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費、保険基盤安定等負担金、臨時福祉給付金給付事業費補助金の合計額の推移を示したもの。

≪総務省資料を基に作成≫

# 平成29年度地方交付税の概算要求の概要

## 【要求の考え方】

○ 「経済財政運営と改革の基本方針２０１５」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成２８年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保

○ 地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし１６．０兆円を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求

○ 東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保

## 【要求内容】

(1) 財源不足の補塡については、平成26年度から28年度までに講じていた方式と同様の方式と仮置きして積算している。

(2) 平成29年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ、平成8年度以来22年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。

(3) 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。

(4) この概算要求は、仮置きの計数であり、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整する。

## 【上記に基づく概算要求の姿】

○ 地方交付税（地方団体への交付ベース）

15兆9,588億円＋事項要求　（H28　16兆7,003億円）
（H28比　△7,414億円）

（参考）一般財源総額見込み 62.1兆円程度　（H28　61兆6,792億円）



（総務省資料をもとに作成）

# 平成29年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

【通常収支分】

（単位：兆円、%）

| 区分 | | 28年度 | 29年度 | 増減 | 伸び率 | 特記事項 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳出 | 給与関係経費 | 20.3 | 20.3 | △ 0.0 | △ 0.1 | |
| | 退職手当以外 | 18.6 | 18.6 | 0.1 | 0.3 | H28給与改定所要額（人事院勧告[H28.8.8]）の増 |
| | 退職手当 | 1.7 | 1.7 | △ 0.1 | △ 5.0 | |
| | 一般行政経費 | 35.8 | 36.2 | 0.4 | 1.2 | 社会保障費の増 |
| | 補助 | 19.0 | 19.4 | 0.4 | 1.9 | |
| | 単独 | 14.0 | 14.1 | 0.0 | 0.2 | |
| | 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費 | 1.5 | 1.5 | 0.0 | 2.0 | |
| | まち・ひと・しごと創生事業費 | 1.0 | 1.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 重点課題対応分 | 0.3 | 0.3 | 0.0 | 0.0 | |
| | 地域経済基盤強化・雇用等対策費 | 0.4 | 0.4 | 0.0 | 0.0 | |
| | 投資的経費 | 11.2 | 11.2 | 0.0 | 0.0 | |
| | 直轄・補助 | 5.8 | 5.8 | 0.0 | 0.0 | |
| | 単独 | 5.4 | 5.4 | 0.0 | 0.0 | |
| | その他 | 18.0 | 18.2 | 0.2 | 1.2 | |
| | 計 | 85.8 | 86.4 | 0.6 | 0.7 | |
| | うち一般歳出計 | 69.9 | 70.3 | 0.4 | 0.6 | |
| 歳入 | 地方税等 | 41.1 | 41.5 | 0.3 | 0.8 | |
| | 地方税 | 38.7 | 39.1 | 0.4 | 0.9 | 「中長期の経済財政に関する試算」（内閣府）による名目成長率等を用いて試算 |
| | 地方譲与税 | 2.4 | 2.4 | △ 0.0 | △ 1.8 | |
| | 地方交付税 | 16.7 | 16.0 | △ 0.7 | △ 4.4 | |
| | 国庫支出金 | 13.2 | 13.4 | 0.2 | 1.3 | 社会保障費の増 |
| | 地方債 | 8.9 | 9.8 | 0.9 | 10.5 | |
| | 臨時財政対策債 | 3.8 | 4.7 | 0.9 | 24.5 | |
| | その他 | 5.8 | 5.8 | △ 0.1 | △ 1.1 | |
| | 計 | 85.8 | 86.4 | 0.6 | 0.7 | |
| | うち「一般財源」 | 61.7 | 62.1 | 0.4 | 0.7 | |
| | うち（水準超経費除き）「一般財源」 | 60.2 | 60.3 | 0.1 | 0.1 | （交付団体ベース） |

（注）地域経済基盤強化・雇用等対策費の取扱いについては、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、予算編成過程で必要な検討を行う。

（総務省資料をもとに作成）

# 平成29年度地方交付税算定基礎【概算要求時】

（単位：億円）

| 区分 | | 平成29年度<br>当初要求額<br>A | 平成28年度<br>当初予算額<br>B | 増減額<br>（A−B） | 増減率<br>C/B |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般会計 | 国税4税の法定率分等 ① | 143,299 | 143,295 | 4 | 0.0% |
| | 所得税×33.1% | 61,168 | 59,497 | 1,670 | 2.8% |
| | 法人税×33.1% | 38,638 | 40,491 | △ 1,853 | △ 4.6% |
| | 酒税×50% | 7,135 | 6,795 | 340 | 5.0% |
| | 消費税×22.3% | 39,688 | 38,323 | 1,366 | 3.6% |
| | （小計） | 146,629 | 145,106 | 1,523 | 1.0% |
| | 平成20、21年度補正予算精算分 | △ 1,811 | △ 1,811 | 0 | 0.0% |
| | 平成27年度国税決算精算分 | △ 1,519 | 0 | △ 1,519 | 皆増 |
| | （小計） | △ 3,330 | △ 1,811 | △ 1,519 | 83.8% |
| | 一般会計からの加算分 ② | 15,452 | 8,283 | 7,170 | 86.6% |
| | 法定加算等 | 6,307 | 5,536 | 771 | 13.9% |
| | 臨時財政対策特例加算 | 9,145 | 2,747 | 6,399 | 232.9% |
| | 計（入口ベース） ①＋②＝③ | 158,751 | 151,578 | 7,174 | 4.7% |
| 特別会計 | 地方法人税の法定率分 ④ | 6,385 | 6,365 | 20 | 0.3% |
| | 返還金 ⑤ | 0 | 0 | △ 0 | 皆減 |
| | 特別会計借入金償還額 ⑥ | △ 5,000 | △ 4,000 | △ 1,000 | 25.0% |
| | 特別会計借入金利子 ⑦ | △ 1,548 | △ 1,584 | 36 | △ 2.3% |
| | 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 ⑧ | 1,000 | 2,000 | △ 1,000 | △ 50.0% |
| | 前年度からの繰越 ⑨ | 0 | 12,644 | △ 12,644 | 皆減 |
| | 計 ④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧＋⑨＝⑩ | 837 | 15,425 | △ 14,588 | △ 94.6% |
| 地方交付税総額（出口ベース） ③＋⑩ ⑪ | | 159,588 | 167,003 | △ 7,414 | △ 4.4% |

（注）平成29年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ、平成8年度以来22年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。

（総務省資料をもとに作成）

## １　地方一般財源総額の確保等

### （１）地方一般財源及び地方交付税の総額確保等

（前段略）

また、地方の積立金が増加していることから地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、地方における近年の財政調整基金の増加は、巨額の借入金残高やリーマンショック時の税収減等を踏まえ将来の税収の変動に備えた財政運営の年度間調整の取組みの現れであり、また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有していないため、大規模な災害や経済不況による税収減等不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分踏まえるべきである。地方交付税が法定率の引上げによる制度本来の運用が行われないまま毎年度財源手当がなされるなど、財政運営上の予見が困難な状況の下、地方団体自らが基金の積立て等により年度間調整をせざるを得ないのであり、短期的な積立金の増減による歳出削減の議論は妥当ではない。

# 地方団体の積立金残高の内訳

➢ 平成20年度から26年度にかけて、交付団体、財政力の弱い6県、市町村、政令指定都市、町村のいずれの区分で見ても、積立金残高は増加。

≪全地方団体の積立金残高≫

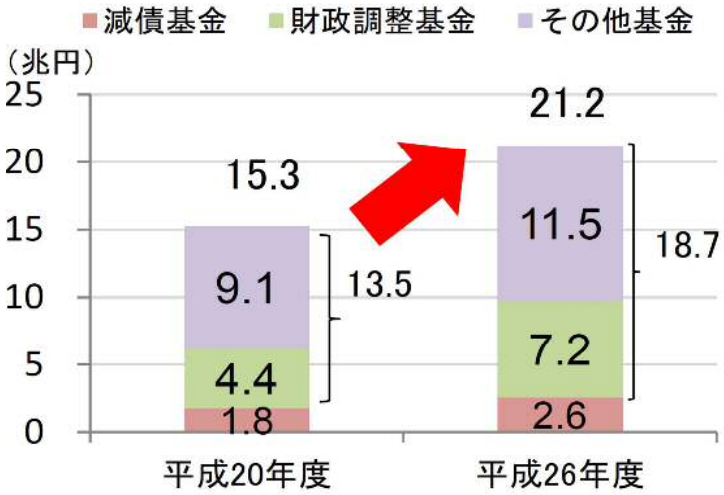


≪全交付団体の積立金残高≫

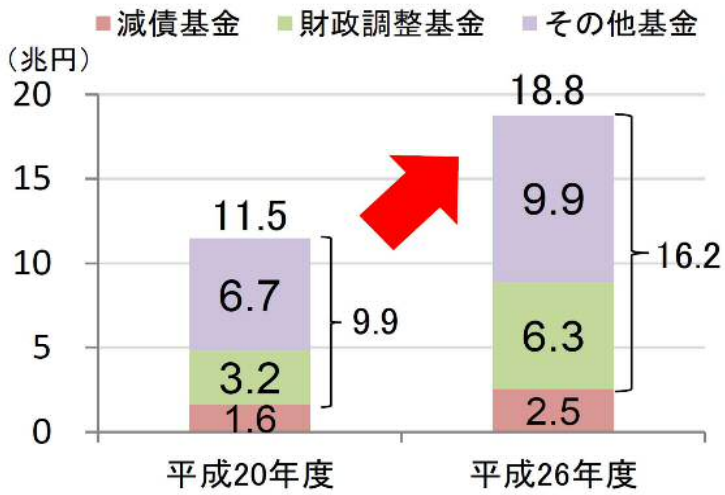


≪財政力の弱い6県の積立金残高≫

≪全市町村の積立金残高≫

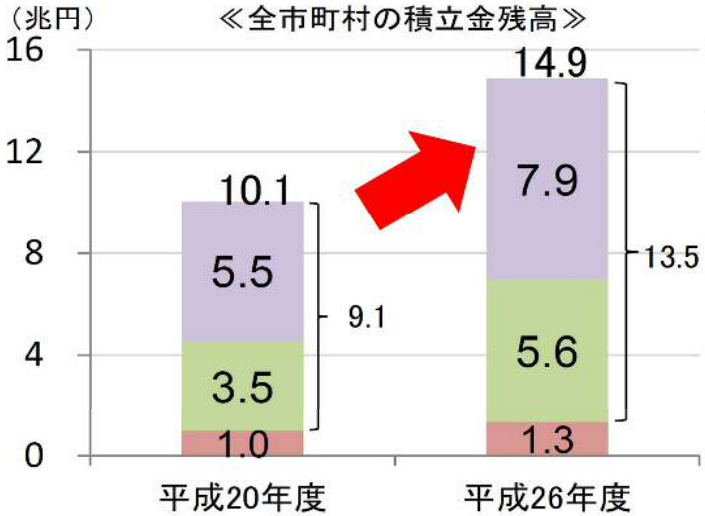


≪政令指定都市の積立金残高≫

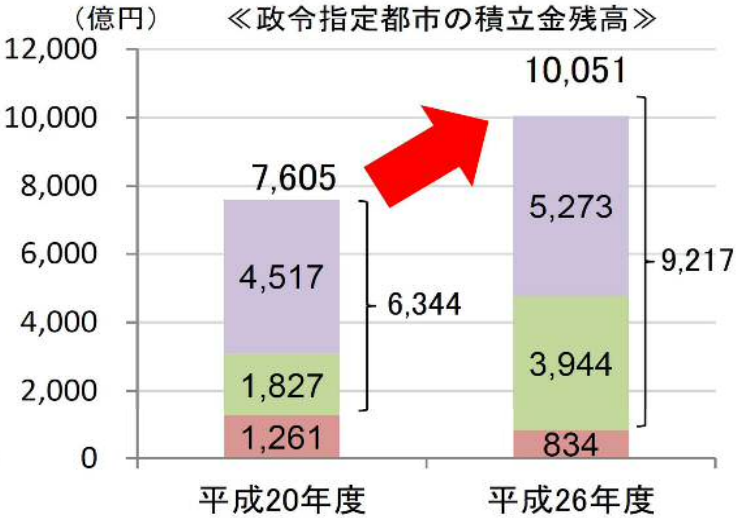


≪全町村の積立金残高≫

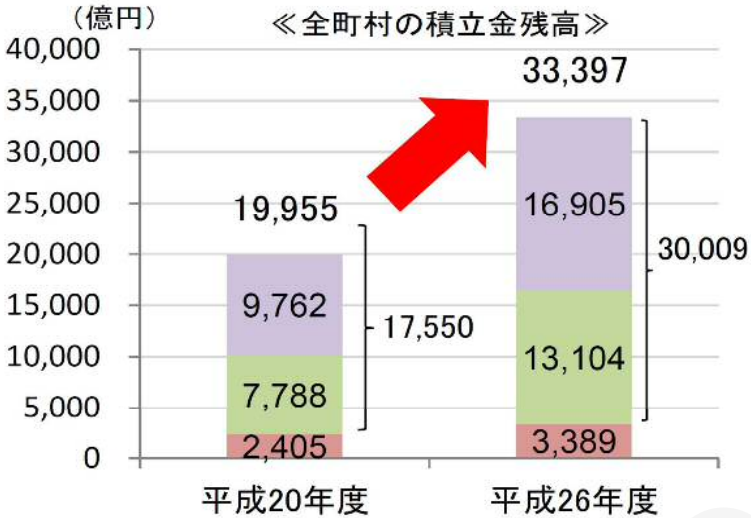


(※1)財政力指数は平成26年度時点。積立残高は各年度末決算ベースであり、平成26年度は被災3県のその他基金を除いた額。
(※2)全交付団体の積立金残高は、各年度の不交付団体の積立金残高の合計を取り除いて計算。
(※3)政令指定都市は、平成26年において政令指定都市とされている20市。

## １　地方一般財源総額の確保等

### （２）歳出特別枠の実質的な堅持

（前段略）

地方歳出は、地方財政計画ベースでは歳出特別枠を含めてもピーク時に比べて減少しており、人口減少・少子高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や少子化対策への対応、地域経済活性化・雇用対策に係る歳出を地方の給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収し、また、特別枠で実質的に確保してきたと言える。そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきであり、これまで特別枠が果たしてきた役割を踏まえ、歳出特別枠を実質的に確保し、必要な歳出を確実に計上すべきである。

### （４）臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

累増する臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきである。また、その償還額が累増していることを踏まえ、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すべきである。

## ２　成長と分配の好循環等に向けた取組み

### （１）消費税・地方消費税率引上げに向けた対応

公費2,000億円（うち地方1,000億円）

（前段略）

なお、平成28年６月２日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、保育士や介護職員の処遇改善などを実施することとされており、そのためには、国の責任において、地方負担分も含め財源をしっかり確保すべきである。

### （２）国土強靱化対策の推進及び多重・分散型国土軸の形成

（略）地方財政においては増嵩する社会保障関係費を捻出するため、投資的経費を削減せざるを得ない状況が続いている。さらに、全国防災事業が平成28年度に皆減となり、緊急防災・減災事業費が平成28年度末に終了となる場合、このままでは平成27年度から平成29年度にかけて、約１兆円の防災関係の財源が失われることとなる。

平成29年度の概算要求において、緊急防災・減災事業費の取扱いについては、予算編成過程で必要な検討を行うとされたところであるが、国民の生命・財産を守り、我が国の経済社会活動を将来にわたって維持・発展させるために、地域の防災力を強化するための施設整備、災害に強いまちづくりのための事業等の地方単独事業に係る緊急防災・減災事業債を恒久化のうえ、地方の実情を踏まえ拡充するほか、国土強靱化と防災・減災を加速するための十分な財源を当初予算において安定的・継続的に確保すべきである。

# 国と地方の協議の場（ポイント）　＜抜粋＞

平成28年5月23日
地 方 六 団 体

## 5. 防災・減災対策の推進

○　全国防災事業費が平成28年度に皆減となるなど、このままでは平成27年度から29年度にかけて、約1兆円の防災関係の財源を失う恐れがある。
緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など、国土強靭化と防災・減災を加速するための十分な財源を、安定的・継続的に確保すること。

・　全国防災事業、緊急防災・減災事業費の推移（当初予算）

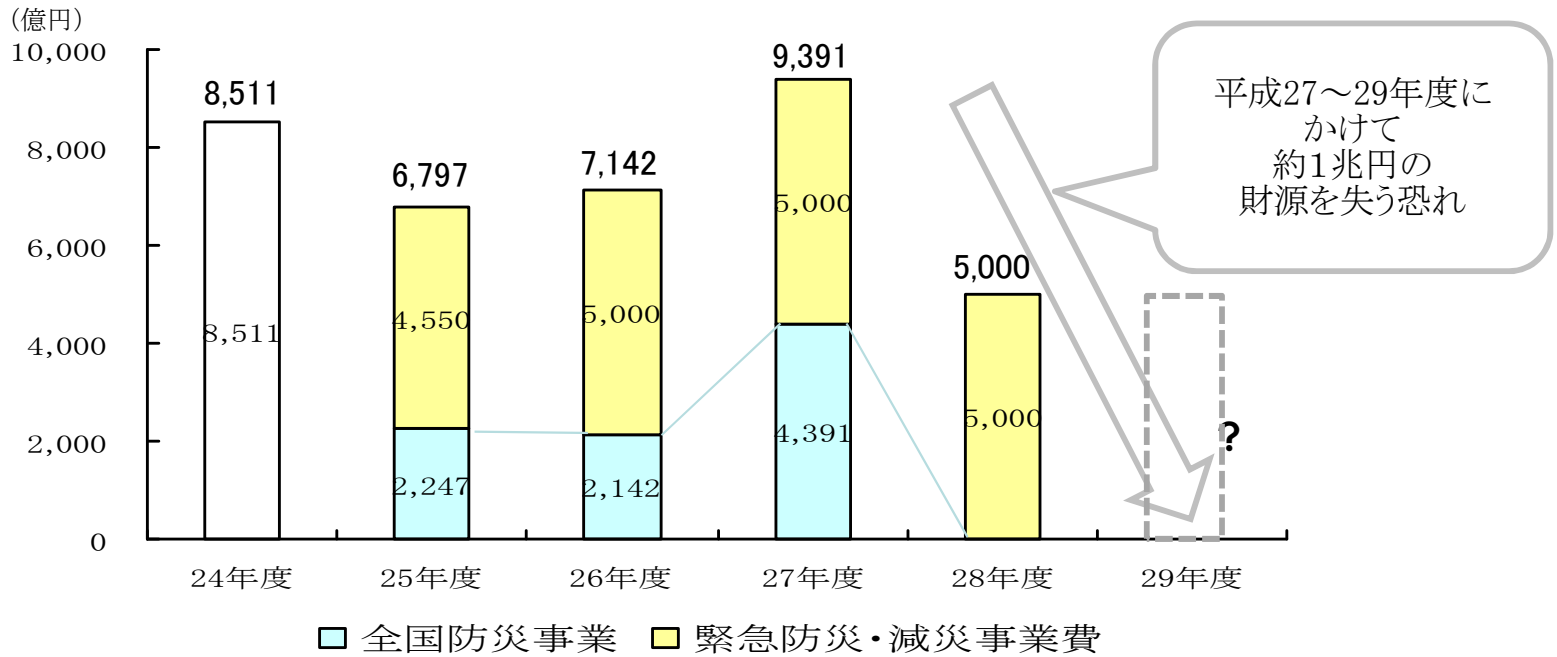


全国防災事業は、東日本大震災復興特別会計と地方財政計画の全国防災事業地方費の合計
平成24年度は、東日本大震災復興特別会計と地方財政計画の緊急防災・減災事業地方費との合計